

第 43 回接続委員会 議事概要

日時 平成 30 年 3 月 16 日（金）16:32～17:26
場所 総務省 8 階 第 4 特別会議室
参加者 接続委員会 相田主査、関口主査代理、池田委員、佐藤委員、山下委員
総務省 古市電気通信事業部長、藤野料金サービス課長、
大塚料金サービス課企画官、大磯料金サービス課課長補佐、
小澤料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- | |
|---|
| <p>① <u>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（次世代ネットワークにおける網終端装置の増設メニューの追加）</u></p> <ul style="list-style-type: none">○ 総務省から資料 1 について説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。○ その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。 |
| <p>② <u>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成 30 年度の接続料等の改定）</u></p> <ul style="list-style-type: none">○ 総務省から資料 2 について説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。○ その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。 |

【主な発言等】

- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（次世代ネットワークにおける網終端装置の増設メニューの追加）について
- 佐藤委員
これまで「接続料の算定に関する研究会」等で議論してきたことが実現するものなので、報告書（案）は問題ないと思う。
ただし、そもそもの問題は、インターネット通信速度の低下や網終端装置における輻輳が起きている中で、網終端装置の既存メニューの増設基準が適切かどうかという点だと思う。今後、NTT 東日本・西日本からの報告があることになっているのでそちらを聞いてからということになるが、その点についてはフォローしていく必要がある。
 - 相田主査
報告書（案）の記 2（2）②ですね。
 - 池田委員
報告書（案）に賛同する。

トラヒックの増加への対応策としては、基本的には既存メニューの増設基準の緩和が検討されるべきだが、増設基準の緩和にはまだ時間がかかること、また、トラヒックの増加に早急に対応する必要があることから、緊急的なオプションとして今回の追加メニューが必要となったということだと理解しており、本件は認可すべきだと思う。

また、提供条件が大きく変更されるような場合には、十分な時間的配慮が必要ということも当然のことだと思うので賛同する。

また、追加メニューから既存メニューへの移行という点については、追加メニューは緊急避難的に ISP が費用負担をすることで増設するメニューだと思うので、現行メニューの増設基準が緩和された際には、円滑に移行できるよう総務省において注視していただきたい。

最後に、卸メニューの情報開示について、報告書（案）に要望事項として記載されているが、こちらについて詳しくご説明いただきたい。

○ 事務局

報告書（案）記 2（3）については、今回認可申請のあった追加メニューは、これまで NTT 西日本においては、接続約款には基づかない卸メニューとして提供されてきたが、そのメニューが提供されていることを知っていたのは一部の事業者のみだったことを踏まえて、卸メニューについて適切な情報開示を行うよう総務省から NTT 東日本・西日本に対して求めることをご要望いただくというもの。

○ 池田委員

卸メニューを公平に利用できるようにするため情報開示を求めるものということと理解した。

○ 山下委員

報告書（案）に賛同する。

パブリックコメントで多くの意見が提出されたということについては、今回の追加メニューが大きく注目されており、それに対して意見が多数提出されたということで良いことであり、民主的であると思う。

ただし、追加メニューが現行メニューに対して与える影響については、よく考える必要があり、追加メニューが現行メニューの提供条件に影響を与えるべきではなく、中立的に担保される必要がある。その点については、報告書（案）に記載されている措置が総務省においてなされるということと良いと思う。

○ 関口主査代理

報告書（案）に賛同する。

ただし、意見 11 について、セッション数の引き下げをどのように網改造料に反映するかという点で、同じ網終端装置でセッション数を下げれば 1 セッションあたりの帯域幅は大きくなるので、それが価格に反映されるのは個人的には違和感はないが、考え方 11 にあるように、その適正性、接続約款の規定との異同については、十分検証される必要がある。NTT 東日本・西日本からの説明を受けて確認ということだが、要請事項になっているのは、そういう方向で話が進むという理解で良いか。

○ 事務局

考え方 11 に記載の要請は、本件追加メニューの認可とは別件であり、また、接続約款の既存の規定との適合性ということが問題であるもので、政策の立案とい

うよりも法令の遵守という観点から状況を確認するというので、この答申においていただく要請事項ではないと考えている。

○ 関口主査代理

了解した。

○ 池田委員

法令の遵守も色々やり方がある。考え方 11 の既存メニューの費用負担については、ISP のニーズに応えるため対応した結果、接続約款上の規定との間で齟齬が出てしまった可能性があるということで、そういうことであれば、接続約款を変更することで対応すべきだと思うが、その理解で良いか。

○ 事務局

本件については、接続約款を改正せずにメニューを提供していた点、また、同じ設備で増設基準の上限の差異によって料金が異なることが、コストベースの考え方で説明できるのかという点が問題であるということ。

○ 池田委員

品質が違うのだから、同じ設備であってもセッション数に応じて価格が違うということはあり得ると思う。それが、全事業者に周知されて等しく利用できる状態にあるかということが重要である。

○ 関口主査代理

接続約款上の規定に適合しているかどうかはまず重要だと思うので、その点について、NTT 東日本からの説明を受けて、総務省において検証し、適切に判断していただくということで問題ないかと思う。

○ 池田委員

了解した。

○ 相田主査

それでは、修正すべきとの意見がないため、本件については、3月23日（金）開催予定の第85回電気通信事業部会において、本報告書（案）のとおり報告することとしたい。

② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成30年度の接続料等の改定）について

○ 関口主査代理

意見1について、この考え方で違和感はないので、良いと思う。期待利回りがマイナスのものに投資することは想定しにくい。

○ 佐藤委員

特にマイナスというのは考えにくいので、論理的に正しいかどうかよりは、0%で仕方ない。投資しているのにマイナスのリターンというのは容易には説明しにくいので、致し方ない考える。

○ 佐藤委員

ルールどおりに数字を入力して、この結果が算定されている。確認だが、資料2の9ページに、NTSコストを加算する・しないについての数字が出ているが、

ユニバーサルサービス補てん額におけるNTSコストはどの程度の額なのか。

○ 事務局

接続料原価に付け替えないこととした部分で、付け替え前と付け替え後の差分である。

○ 佐藤委員

では、600億円程度か。NTSコストが、接続料金にどの程度の影響を与えているかを知りたい。付け替えているNTSコストをトラヒックか何かで割れば良いのか。

○ 事務局

確認の上、改めてお知らせする。

○ 相田主査

1000億円に対する600億円なので、大きくは外れないだろう。

○ 相田主査

それでは、修正すべきとの意見がないため、本件についても、3月23日（金）開催予定の第85回電気通信事業部会において、本報告書（案）のとおり報告することとしたい。

以上